（七）　經世濟民黨

本黨は本目的を到達する爲に左のことを期す。

政綱

一、精神、經濟及社會上の發達向上を防害する總ての勢力に强硬に反對す。

二、智能を啓發し且つ人格を養成する國民教育、體育及職業教育に努力し、且つ既に印度に設立され居る斯る教育機關を増々開放することに努む。

三、節約精神を作興し暴利を取締り、一般に國民の經濟負擔力を即時及將來增大すべき方法を講究し、一般に社會立法及特に勞働立法の制定に努力し經濟的弱者を援助す。

四、人命財産の安全を目的とする經濟、社會及政治規定の制定に努め、警察制度の有効なる組織を期す。

五、總ての住民團體に對し法律の平等及善良にして迅速且つ安價なる法の適用を期す。

六、緊縮豫算及負擔力に應じて課税する簡單なる税制に基く善良なる財政管理を期す。

七、衞生狀態の改善を計り、主として病氣の豫防に努む。

八、總ての住民、住民團體及各民族間即ち之れを簡單に云へば、印度の社會を構成する總ての分子間に人種、階級若しくは宗教上の差別を設くることなく互尊及協力精神の涵養に努む。

九、廣義の意味に於ける行政地方分權の徹底に努む。

十、當領の安寧秩序を維持し得る且つ財政的に可能なる範圍内に於て外敵の攻撃を擊退し得る軍隊を組織準備することに努む。

가 3A-52

終